

令和6・7年度

建設工事、建設コンサルタント等入札参加資格審査申請要領

令和6・7年度において、出水市が発注する「建設工事」、「建設工事に係る測量・設計等の業務委託」の入札に参加を希望される方は、次の要領により申請を行ってください。

なお、申請書の内容の一部については、情報公開制度の開示対象となりますので、あらかじめ御了承ください。

1 受付対象 市外業者

2 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設工事を申請する者にあつては、建設業法第2条第3項に規定する建設業者であること。
- (3) 法令の規定により営業に関し、許認可及び登録等を受けていることを必要とされている場合においては、これを受けている者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団
 - イ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は関与している法人等
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するためにこれらを利用している法人等
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

3 申請方法

鹿児島県電子申請共同運営システムによる電子申請とし、原本の提出が必要な書類等（別表1・2のとおり）は別途郵送してください。

- ※ 市ホームページに掲載しているリンクから電子申請を行ってください。
- ※ 入力方法は、別添「電子申請の手引き」を御確認ください。
- ※ 電子申請が行えない場合は、書類での申請も可とします。

4 受付期間

令和5年12月11日（月）8時30分から

令和6年1月31日（水）17時15分まで（契約検査課に必着）

※ **電子申請分・郵送分の両方が揃い次第受付となります。**

※ 随時受付は行っていませんので、希望者は必ず受付期間内に申請してください。

※ 書類申請の場合、直接お持ちになられても、その場での審査はいたしませんので、御了承ください。

5 製本方法

提出書類は、別表1・2に基づき、各1部提出してください。

また、提出書類は、A4Sフラットファイル（縦置き・色指定なし）に提出書類一覧表の（1）が1番上になるようにし、（1）から（4）まで順番に綴じてください。

※ 建設工事と建設コンサルタント等の両方を申請する場合は、業種ごとに1冊提出してください。

※ ファイルの表紙と背表紙には「入札参加資格審査申請書」と「社名」を記入してください。

6 申請書類の再提出について

電子申請を行い、添付書類の再提出を求められた方につきましては、市ホームページに掲載しているリンクから再提出してください。

※ 原本が必要な書類は郵送してください。

※ 入力方法は、別添「電子申請の手引き」を御確認ください。

7 提出先及び問い合わせ先

出水市 政策経営部 契約検査課 契約係

〒899-0292

鹿児島県出水市緑町1番3号

電話 0996-63-4064（直通）

8 登録有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）

9 その他

受付確認が必要な場合は、返信用ハガキを同封してください。

別表 1

< 建設工事 > 郵送分 ((1)、(2)、(3)、(4)) は A 4 S フラットファイル綴じ

番号	書 類 名	提出方法	備 考
(1)	一般競争 (指名競争) 参加資格審査申請書	郵送	国に準じたもので可 実印を押印してください。
(2)	使用印鑑届 (原本)	郵送	実印と使用印を押印してください。 実印を使用印とする場合は、使用印欄にも実印を押印してください。
(3)	委任状	郵送	支店等に委任する場合 実印を押印してください。
(4)	誓約書	郵送	実印を押印してください。
(5)	電算入力票	電子申請	市HPに様式掲載。 E x c e l で添付すること
(6)	建設業許可書の写し	電子申請	申請書の写しでも可
(7)	経営規模等評価結果通知書・総合 評定値通知書の写し	電子申請	審査基準日が R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31 のもの ただし、最新のものがある場合は両方提出してください。
(8)	営業所一覧表	電子申請	国に準じたもので可
(9)	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	電子申請	法人用 発行年月日が R5. 11. 1 以降のもの (写し可)
(10)	代表者身元 (身分) 証明書	電子申請	個人用 発行年月日が R5. 11. 1 以降のもの (写し可)
(11)	営業の沿革	電子申請	国に準じたもので可
(12)	工事経歴書 (直前2年間 10万円以上)	電子申請 (郵送)	国に準じたもので可 (大容量のため添付不可の場合は、郵送でも可)

(13)	資本関係又は人的関係に関する書類	電子申請	国に準じたもので可 (業態調書の中の資本関係又は人的関係に関する事項を記載する書類です。)
(14)	有資格技術職員内訳	電子申請	国に準じたもので可 (業態調書の中の有資格者数の一覧表です。)
(15)	技術者経歴書	電子申請	国に準じたもので可
(16)	印鑑証明書	電子申請	<法人の場合>法務局が発行したもの(写し可) <個人の場合>市区町村長が発行したもの(写し可) ※いずれも発行年月日がR5. 11. 1以降のもの
(17)	建設業退職金共済事業加入・履行証明書又は中小企業退職金共済事業加入証明書	電子申請	経営事項審査用でも可(写し可) 未加入の場合は申立書を提出してください。
(18)	納税証明書 【国税・都道府県税・市区町村税】	電子申請	○法人の場合に提出するもの 市区町村発行の納税証明書(滞納がないことの証明) ※支店・営業所等に委任する場合は、支店・営業所等の所在地の市区町村が発行するもの 都道府県税 法人事業税、自動車税 ※支店・営業所等に委任する場合は、支店・営業所等の所在地の都道府県が発行するもの 国税 法人税、消費税及び地方消費税[様式その3の3] ○個人の場合に提出するもの 市区町村発行の納税証明書(滞納がないことの証明) 都道府県税 個人事業税、自動車税 国税 所得税、消費税及び地方消費税[様式その3の2] ※いずれも発行年月日がR5. 11. 1以降のもの ※写し可
(19)	役員等調書	電子申請	市HPに様式掲載。 Excelで添付すること

※ 電子申請ができない場合は、上記書類を一式郵送にて申請してください。

※ 上記書類(郵送分・電子申請分)が揃い次第受付となります。(不足があれば受付できませんので御注意ください。)

別表 2

< 建設工事に係る測量・設計等の業務委託 >

郵送分 (1)、(2)、(3)、(4) はA4Sフラットファイル綴じ

番号	書類名	提出方法	備考
(1)	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	郵送	国に準じたもので可 実印を押印してください。
(2)	使用印鑑届(原本)	郵送	実印と使用印を押印してください。 実印を使用印とする場合は、使用印欄にも実印を押印してください。
(3)	委任状	郵送	支店等に委任する場合 実印を押印してください。
(4)	誓約書	郵送	実印を押印してください。
(5)	電算入力票	電子申請	市HPに様式掲載。 Excelで添付すること
(6)	登録部門及び希望業務の確認書類	電子申請	国に準じたもので可 (業態調書の中の登録部門及び希望業務を記載する書類です。)
(7)	資本関係又は人的関係に関する書類	電子申請	国に準じたもので可 (業態調書の中の資本関係又は人的関係に関する事項を記載する書類です。)
(8)	登録証明書・登録通知書等の写し	電子申請	
(9)	営業所一覧表	電子申請	国に準じたもので可
(10)	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	電子申請	法人用 発行年月日がR5.11.1以降のもの(写し可)
(11)	代表者身元(身分)証明書	電子申請	個人用 発行年月日がR5.11.1以降のもの(写し可)
(12)	営業の沿革	電子申請	国に準じたもので可

(13)	測量等実績調書 (直前2年間 10万円以上)	電子申請 (郵送)	国に準じたもので可 (大容量のため添付不可の場合は、郵送でも可)
(14)	技術者経歴書	電子申請	国に準じたもので可
(15)	印鑑証明書	電子申請	<法人の場合>法務局が発行したもの(写し可) <個人の場合>市区町村長が発行したもの(写し可) ※いずれも発行年月日がR5. 11. 1以降のもの
(16)	納税証明書 【国税・都道府県税・市区町村税】	電子申請	○法人の場合に提出するもの 市区町村発行の納税証明書(滞納がないことの証明) ※支店・営業所等に委任する場合は、支店・営業所等の所在地の市区町村が発行するもの 都道府県税 法人事業税、自動車税 ※支店・営業所等に委任する場合は、支店・営業所等の所在地の都道府県が発行するもの 国税 法人税、消費税及び地方消費税[様式その3の3] ○個人の場合に提出するもの 市区町村発行の納税証明書(滞納がないことの証明) 都道府県税 個人事業税、自動車税 国税 所得税、消費税及び地方消費税[様式その3の2] ※いずれも発行年月日がR5. 11. 1以降のもの ※写し可
(17)	役員等調書	電子申請	市HPに様式掲載。 Excelで添付すること

※ 電子申請ができない場合は、上記書類を一式郵送にて申請してください。

※ 上記書類(郵送分・電子申請分)が揃い次第受付となります。(不足があれば受付できませんので御注意ください。)